

市橋達也君の適正な裁判を支援する会規約

- 第1条（目的） この会は市橋達也君の裁判が適正に行われるように、裁判費用ならびに弁護士費用を支援することを目的とする。
- 第2条（名称） この会を「市橋達也君の適正な裁判を支援する会」とする。
- 第3条（所在地） この会の事務局を千葉県松戸市 [REDACTED] [REDACTED] に置く。
- 第4条（会員） この会の会員は上記目的に賛同して支援金を寄付してくれる者とする。
- 第5条（役員） この会に次の役員を置く。
- 代表 1名
- 第6条（役員の任期） 役員の任期は、市橋達也君の裁判が結審して会が解散されるまでとする。
- 第7条（代表） 代表は会を代表し運営する。
- 第8条（運営） 会は上記目的のために支援金を募金し、集まった支援金の全額を市橋達也君の弁護団（代表 菅野 泰弁護士）に提供する。支援者に支援金受取り確認ならびに礼状を送る。一定期間ごとに会としての収支決算と弁護団における支援金の使途についての会計監査の結果を公表する。

付則

- ①この役員は次の会員とする。

代表 千葉県松戸市 [REDACTED] 本山直樹

- ②この規約は平成22年2月12日から適用し、市橋達也君の裁判が結審した日に停止する。